

実施方針に関する意見回答

No.	資料名	該当場所						質問	回答
		頁	章	項			タイトル		
1	実施方針						用語の定義 「廃棄物」	要求水準書P.5の用語定義には記載のある「廃棄物」が実施方針の用語定義には記載がないため、当該追記の上、整合を取って頂きたく、よろしくお願い致します。	実施方針においても、当該用語の定義は要求水準書（案）と同様とします。
2	実施方針						用語の定義 「不可抗力」	「不可抗力」について、疫病、感染症又はそれに準ずる政府の行為や業務への影響も追記頂きたく、よろしくお願い致します。	原文のままとします。
3	実施方針	2	第1	1	(5)	①	イ ※1	実施方針P.2_※1には「・・・(省略)・・・、原則として更新を除く。」との記載がありますが、当該用語定義には「・・・(省略)・・・更新を事業者の責任において適切に実施し、・・・」と記載されており矛盾があります。つきましては更新の定義と事業者所掌範囲を明確にして頂きたく、お願い致します。	更新は事業者範囲外とします。
4	実施方針	2	第1	1	(5)	①	イ ※2	事業者が行う汚泥燃料の全量有効利用や、本事業遂行の確実性を担保する方策として、確約書は発注者や事業者にとって利用先確保の担保となる重要な書類であると認識しています。そのため、事業提案書提出時に、当該確約書を提出できた事業者に対しては、相当の評価を行うことが、公平且つ貴局にとりましても有効な提案であると認識致します。つきましては、当該相当の評価をして頂く落札者決定基準の設定をお願い致します。	詳細は入札説明書等公表時に示します。
5	実施方針	4	第1	1	(5)	③	カ 固形燃料化物を製造する技術方式	本事業の実施趣旨※や長期安定した事業遂行の実現性確保の観点から、事業者の提案技術の保有実績（施工面、運営面）は極めて重要な評価指標であると考えます。つきましては、事業者が入札時に提出する事業提案書の総合審査では、本事業と同等規模（もしくはそれ以上）の、提案技術における施工・稼働実績件数や維持管理運営実績件数及び当該稼働年数等の「実績面」を適正にご評価頂く落札者決定基準を設定頂きますよう、お願い致します。  ※計画日最大処理量：69.2t/日、年間を通じた計画処理量の脱水汚泥の全量受入れ、受入れた脱水汚泥量の90%以上を固形燃料化処理等	詳細は入札説明書等公表時に示します。
6	実施方針	7	第1	1	(8)	④	固形燃料化物の買取価格に係る条件	固形燃料化物の買取を20年確約することは、脱炭素を図る世界の大きな動向の中でリスクを背負っての運用を担っていくこととなります。買取価格については法律に則る前提において下限等を設定せず、事業者の自由提案に任せる設定としていただきたく要望申し上げます。	詳細は入札説明書等公表時に示します。

実施方針に関する意見回答

No.	資料名	該当場所					質問	回答	
		頁	章	項		タイトル			
7	実施方針	7	第1	1	(8)	③	固形燃料化物の有効利用による収入	「事業者は、・・・(省略)・・・、全量販売・運搬すること」とありますが、運搬業務は事業者所掌ではなく、燃料有効利用先の所掌になる場合もありますことから、当該下線部は”全量有効利用すること”に修正願います。もしくは、当該「運搬」を記載されたのは、燃料有効利用に際し、逆有償取引は認めないことを企図したものなのか、併せてご教示願います。	実施方針に関する質問回答No.38を参照ください。
8	実施方針	7	第1	1	(9)		事業期間終了時の措置	「・・・(省略)・・・を要求水準書(案)に示す性能を満足する状態に保持しなければならない。」とありますが、この場合、適正な設備稼働に基づく経年劣化等は考慮頂く必要があります。つきましては、当該性能の確認に際しましては、貴局と事業者間で協議の上合意した性能判断基準に基づきご判断頂くスキームとして頂きたい、よろしくお願い致します。	ご意見として承ります。
9	実施方針	9	第2	2		表2	募集及び選定スケジュール(予定)	現地見学会の開催は10月となっていますが、事業提案書の2ヵ月前では提案書等の作り込みや検討に間に合いません。入札公告の直後から必要書面を提出することで、回数にこだわらずに見学可能とさせていただきます。	原文のままとします。
10	実施方針	9	第2	2		表2	募集及び選定スケジュール(予定)	既存施設との取り合いは、入札前の事前検討には不可欠です。現地見学のみならず、既存施設の図面類に関しても必要書面を提出することで、閲覧及び貸出可能として下さい。	詳細は入札説明書等公表時に示します。
11	実施方針	11	第2	3	(7)		現地見学会の開催	資格審査後ではなく審査前の実施を要望します。	原文のままとします。
12	実施方針	11	第2	3	(8)		官民対話の実施及びその結果に関する公表	「・・・(省略)・・・、その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き公表する予定である。」に関し、当該公表に際しましては、事業者への事前確認及び了承取得後として頂きたい、よろしくお願い致します。	事業者への事前確認を行います。
13	実施方針	18	第2	6	(7)		付帯事業契約の締結	「ただし、提案された付帯事業の内容によっては、公営企業局は付帯事業の実施を認めない場合がある。」とありますが、選定された場合は事業者は提案の付帯事業も承認されたものと考えて準備を進めますので、実施を認めない場合は選定時に明示いただきたく、また理由もお示しいただけますようお願い致します。	付帯事業の実施の可否については、事業提案書提出前に確認の機会を設ける予定です。詳細は入札説明書等公表時に示します。
14	実施方針	18	第2	7	(1)		著作権	事業提案書について「・・・落札者については落札者の同意なくして」全部又は一部を使用できる、とあります。事業提案書の内容には応募者のノウハウ事項が含まれます。ノウハウに該当する箇所については落札者の承諾がある場合に限り全部又は一部を使用できるとの設定にさせていただきたく要望申し上げます。	実施方針に関する質問回答No. 63を参照ください。

実施方針に関する意見回答

No.	資料名	該当場所					質問	回答		
		頁	章	項		タイトル				
15	実施方針	18	第2	7	(1)		著作権	「・・・(省略)・・・、(ただし、落札者については落札者の同意なくして)、」に関し、貴局が事業提案書の全部又は一部を第三者に公表する場合、当該提案書には事業者のノウハウ等も含まれることから、事前に落札者へ確認、同意を得た上で実施頂きたく、お願い致します。	No. 14の回答を参照ください。	
16	実施方針	19	第2	7	(2)		特許権	公平性の観点から、以下の通り条文修正願います。 提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、松山市公営企業局の要求水準によるものを除き、原則として入札参加者が負担する。	そもそも要求水準においては特定の特許権等の対象となっている事業手法等の使用を指定しているわけではなく、提案内容はあくまでも事業者が決定されるものであるため、原文のままとします。	
17	実施方針	21	第3	3	(4)	③	イ	建設段階	「公営企業局はいつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができる。」とありますが、現場安全確保の観点から、事前に事業者の現場代理人に連絡頂いた上で実施頂きたくお願い致します。	原文のままとします。
18	実施方針	21	第3	3	(4)	④		性能未達の場合における措置	「・・・(省略)・・・、特定事業契約書に定めた要求水準及び条件を満足しないと判断した場合は、・・・(省略)・・・」に関し、当該満足しない原因が事業者以外の責に帰する場合は、減額措置の対象外になると考えますので、以下の通り条文修正願います。 公営企業局は、モニタリングの結果、特定事業契約書に定めた要求水準及び条件を満足しないと判断した場合は、当該満足しない原因が事業者以外の責に帰する場合を除き、特定事業契約書に定める規定に従い、事業者に対し勧告や設計・建設及び維持管理・運營業務に係る減額等の措置をとる。なお、減額措置の詳細については、入札説明書等において示す。	ご意見として承ります。
19	実施方針	i	様式1	(第3条関係)				下水汚泥等廃棄物供与申請書	採取予定処理場名に中央浄化センター、西部浄化センターの2カ所しか記載がございませんが、北部浄化センター及び北条浄化センターの汚泥も当然に採取できるものと考えておりますので、当該箇所を修正願います。	北部浄化センター及び北条浄化センターの汚泥も供与可能とします。適宜様式1を修正の上、申請ください。
20	実施方針	v	資料2	8				リスク分担表	「公営企業局の帰責事由による許認可取得遅延」については、「事業者以外の事由による許認可等取得遅延」に変更しただけでないでしょうか。	ご意見として承ります。
21	実施方針	v	資料2	9				リスク分担表	「上記以外の事由による許認可等取得遅延」については、「事業者の事由による許認可等取得遅延」に変更しただけでないでしょうか。	ご意見として承ります。

実施方針に関する意見回答

No.	資料名	該当場所					質問	回答	
		頁	章	項		タイトル			
22	実施方針	v	資料2	12			リスク分担表	<p>住民対策は一義的には貴局の負担になるものと理解しております。例えば、No.12に記載のある騒音、振動、悪臭等の環境基準値を事業者は遵守しているほか、工事車両の出入り等への対策も要求水準を遵守した対応を事業者は取っているにも関わらず、住民から何らかの苦情を受けた場合、当該リスクを事業者のみが負担することは契約上不公平であると考えます。つきましては、貴局、事業者が負担する当該リスクをそれぞれ明確化していただきたく、お願い致します。</p>	<p>本事業の実施そのものに対すること及び事業者の業務範囲外の部分については、公営企業局が負担しますが、事業者が実施する業務範囲に関する住民対策は、原則として事業者に担っていただく方針です。なお、詳細は入札説明書等公表時に示します。</p>
23	実施方針	v	資料2	13			リスク分担表	<p>事業者は要求水準を遵守した業務を実施しているにも関わらず、事業者以外の責に起因する事由に基づき環境問題が生じるケースも考えられ、その場合、当該リスクを事業者のみが負担することは契約上不公平であると考えます。つきましては、貴局、事業者が負担する当該リスクをそれぞれ明確化していただきたく、お願い致します。</p>	<p>原文のままとします。詳細は入札説明書等公表時に示します。</p>
24	実施方針	v	資料2	18			リスク分担表	<p>「18 物価変動」について「一定の範囲内」の変動リスクが事業者となっています。20年間の長期にわたる運営事業は民間企業にとって大きなリスクを背負って実施していくこととなります。近似事例等もご考慮いただき、民間事業者提案において過度な負担とならない範囲設定をお願い致したく存じます。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
25	実施方針	v	資料2	24			リスク分担表	<p>「24 不可抗力リスク」について「一定の範囲内」の変動リスクが事業者となっています。20年間の長期にわたる運営事業は民間企業にとって大きなリスクを背負って実施していくこととなります。近似事例等もご考慮いただき、民間事業者提案において過度な負担とならない範囲設定をお願い致したく存じます。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
26	実施方針	v	資料2	24			リスク分担表	<p>事業者のリスク負担欄に記載の「△※」が意図する「一定の割合までの負担に関し」を具体的にご教示ください。</p>	<p>詳細は入札説明書等公表時に示します。</p>
27	実施方針	vi	資料2	45			リスク分担表	<p>「事業者の管理・運営が性能を満たさない」状況には、貴局の帰責事由による場合も考えられますことから、当該リスク項目欄を新設追加修正願います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>